


# 復興特区制度の概要と 復興推進計画の活用について

2012年 2月7日

 **DBJ** 株式会社日本政策投資銀行  
東北支店東北復興支援室 深井 勝美

# 1. 復興特区制度の概要

## ①復興特区制度の概要

### (復興特区制度について)

復興特区法(平成23年12月7日成立)に基づく復興特区制度は、国が、東日本大震災の特定被災区域等(11道県222市町村)を対象に、大胆な特例措置を講じることで、被災地の迅速な復興を支援する制度です。

### (復興特区制度の特例措置)

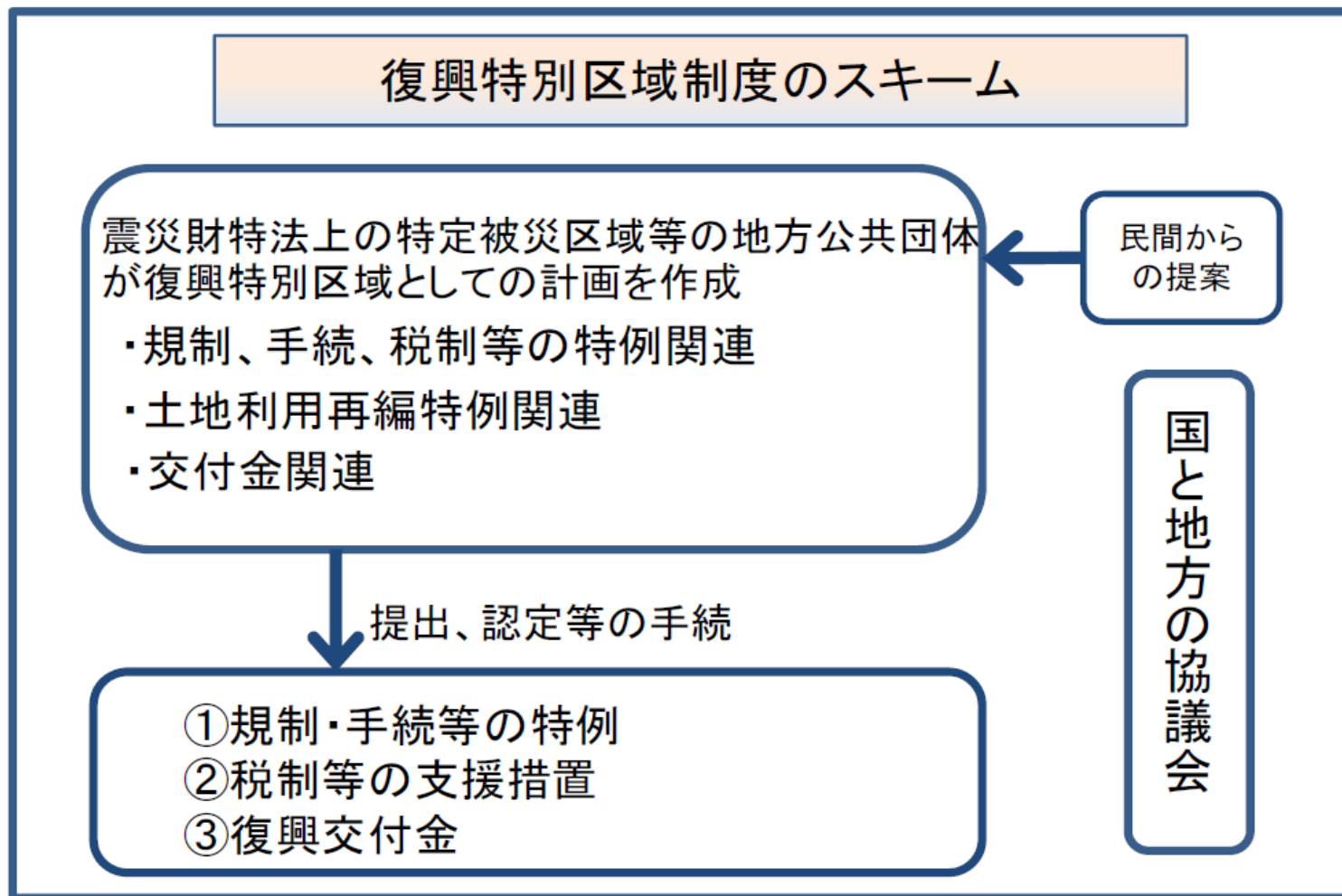
復興特区制度における特例措置は、①規制・手続等の特例、②土地利用再編の特例、③税制上の特例、④財政・金融上の特例(復興特区支援利子補給金など)の4つに大別することができます。

### (復興推進計画等)

復興特区制度では、被災自治体が復興事業や希望する支援措置の内容等を盛り込んだ計画を策定し、これに基づいて復興が進められます。作成すべき計画は、適用される支援措置により、①復興推進計画(税、金融、規制の特例)、②復興整備計画(土地利用再編の特例)、③復興交付金事業計画(財政)の3種があります。

## ②復興特区制度のスキーム

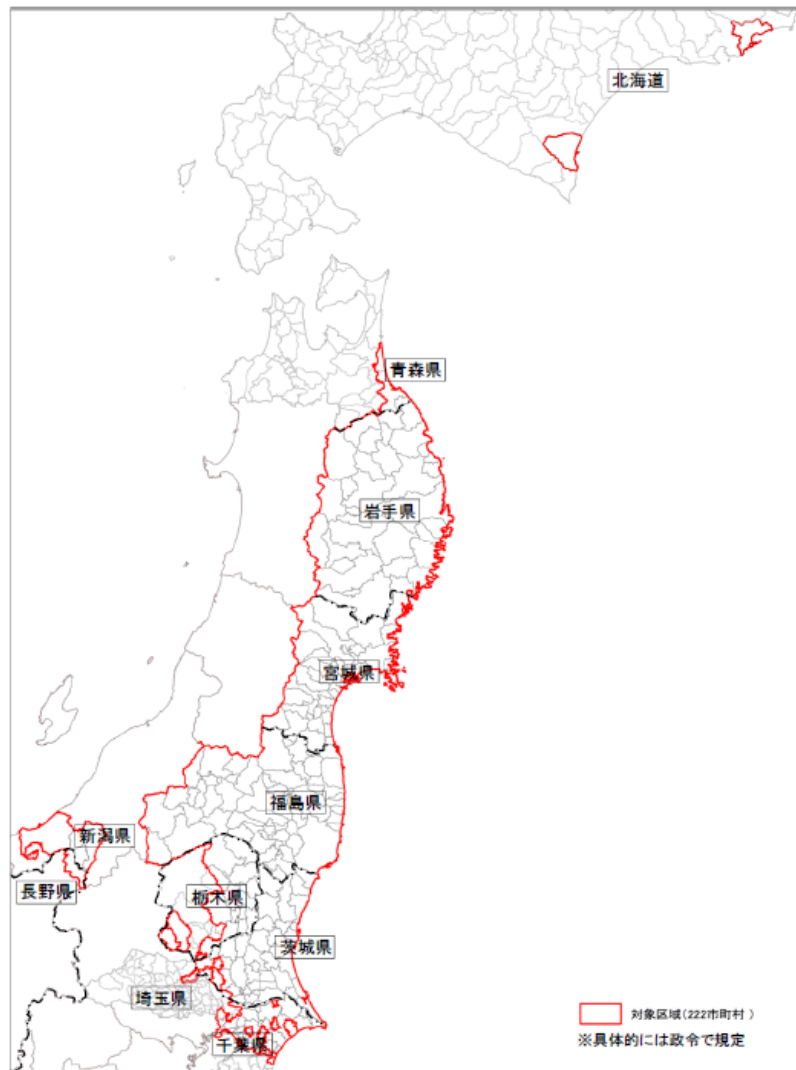
復興特区制度では、被災自治体が、復興事業や希望する支援措置の内容等を盛り込んだ計画を策定し、これに基づいて復興が進められます。計画作成の際は、民間事業者等による提案が可能です。



(出所)東日本大震災復興対策本部HPより

### ③復興特区法の対象区域

復興特区法の対象区域は、東日本大震災の特定被災区域等(11道県222市町村)となります。

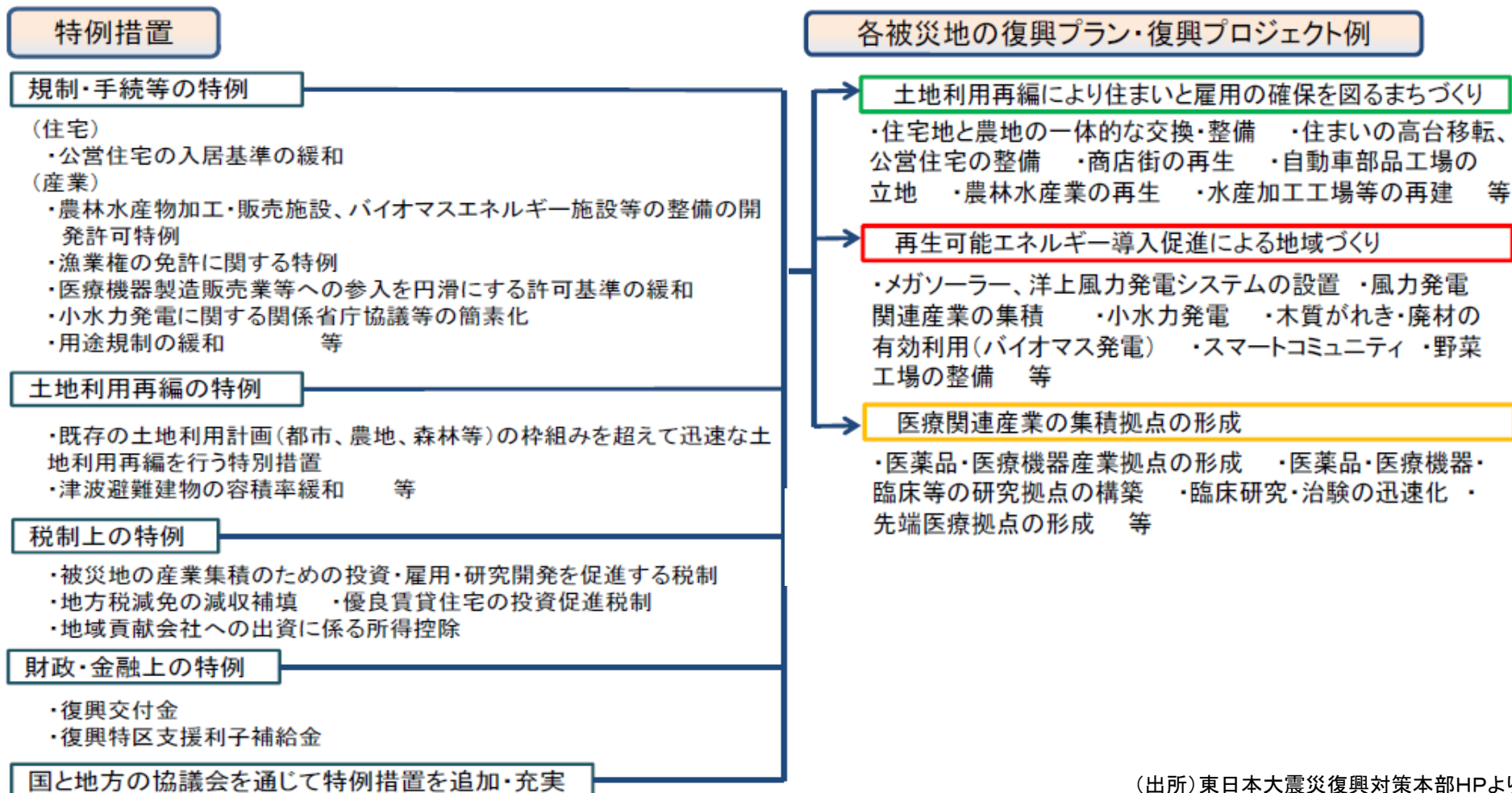


- 北海道: 広尾町 浜中町
- 青森県: 八戸市 三沢市 おいらせ町 階上町
- 岩手県: 県内全市町村
- 宮城県: 県内全市町村
- 福島県: 県内全市町村
- 茨城県: 水戸市 日立市 土浦市 古河市 石岡市 結城市  
龍ヶ崎市 下妻市 常総市 常陸太田市 高萩市  
北茨城市 笠間市 取手市 牛久市 つくば市 ひ  
たちなか市 鹿嶋市 潮来市 常陸大宮市 那珂市  
筑西市 坂東市 稲敷市 かすみがうら市 桜川市  
神栖市 行方市 鉾田市 つくばみらい市 小美玉  
市 茨城町 大洗町 城里町 東海村 大子町  
美浦村 阿見町 河内町 利根町
- 栃木県: 宇都宮市 足利市 佐野市 小山市 真岡市  
大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市  
那須烏山市 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町  
高根沢町 那須町 那珂川町
- 埼玉県: 久喜市
- 千葉県: 千葉市 銚子市 市川市 船橋市 松戸市 成田市  
佐倉市 東金市 旭市 習志野市 八千代市 我孫  
子市 浦安市 印西市 富里市 匝瑳市 香取市  
山武市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町  
大網白里町 九十九里町 横芝光町 白子町
- 新潟県: 十日町市 上越市 津南町
- 長野県: 栄村

(出所)東日本大震災復興対策本部HPより

## ④復興特区制度の特例措置

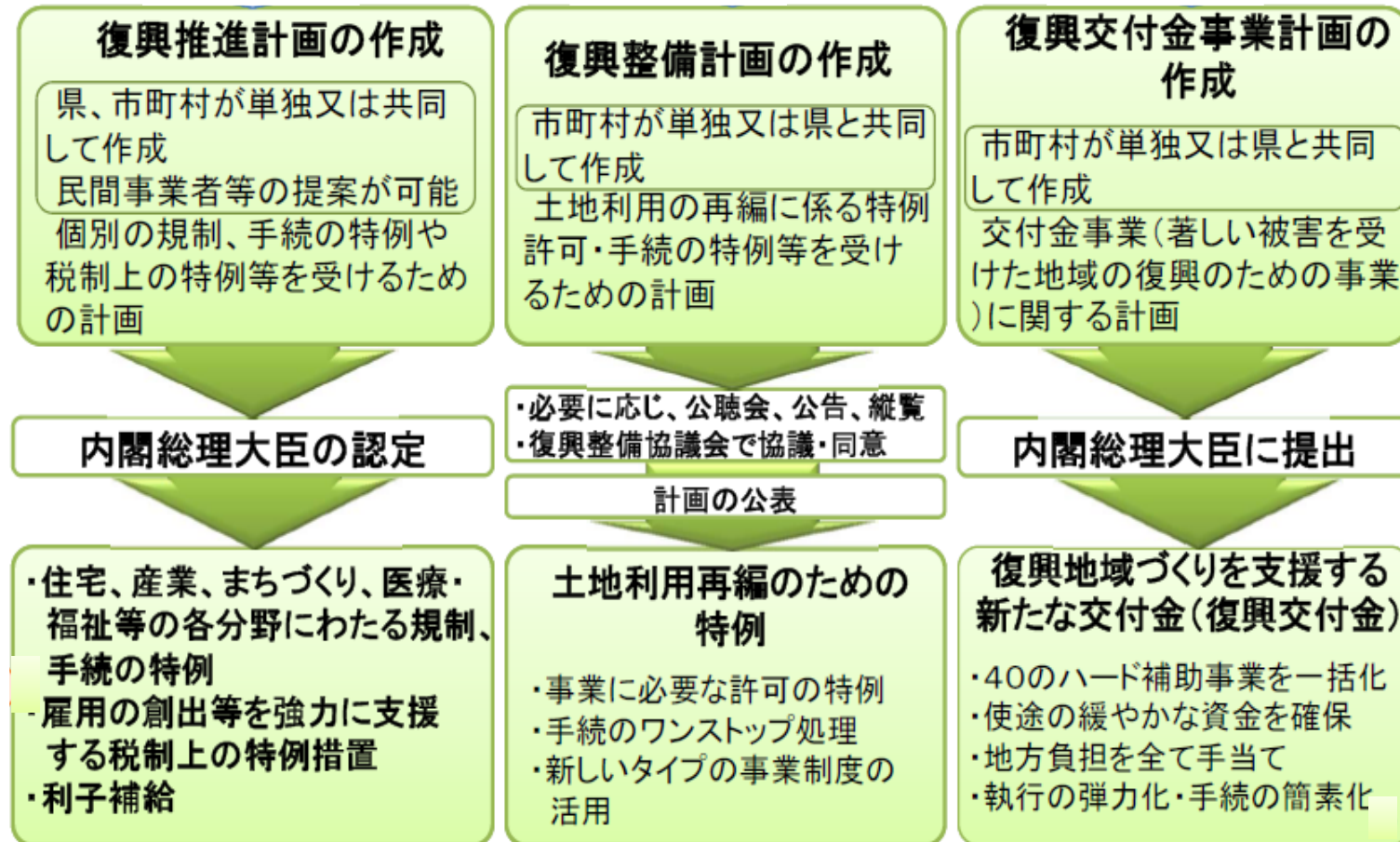
復興特区制度における特例措置は、①規制・手続等の特例、②土地利用再編の特例、③税制上の特例、④財政・金融上の特例（復興特区支援利子補給金など）、の4つに大別することができます。



(出所) 東日本大震災復興対策本部HPより

## ⑤復興特区制度における計画の種類等

復興特区制度では、被災自治体が、復興事業や希望する支援措置の内容等を盛り込んだ計画を策定し、これに基づいて復興が進められます。作成すべき計画は、適用される支援措置により、①復興推進計画(税、金融、規制の特例)、②復興整備計画(土地利用再編の特例)、③復興交付金事業計画(財政)の3種があります。



(出所)東日本大震災復興対策本部HPより

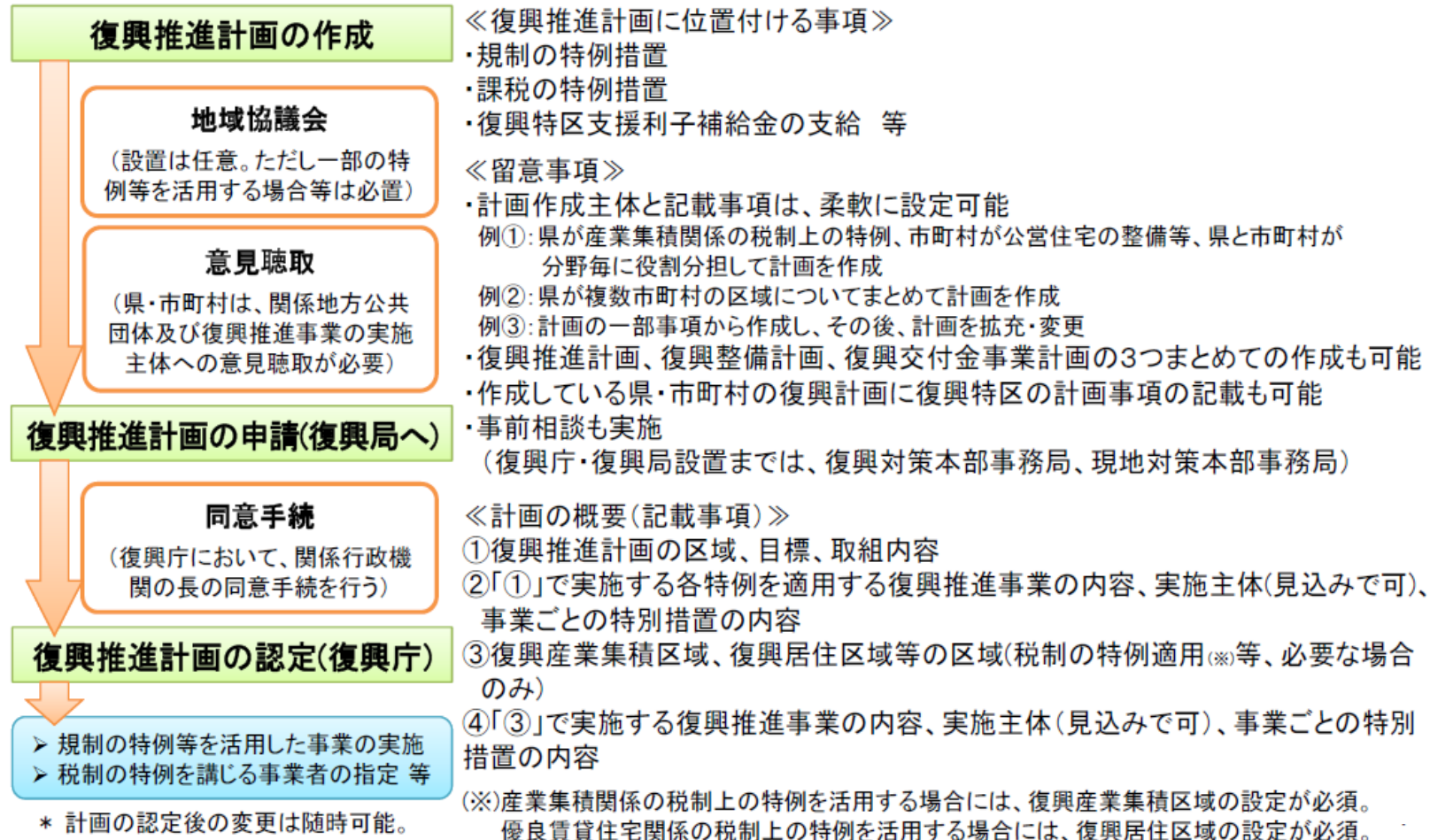
## 2. 復興推進計画の活用



# ①復興推進計画の概要

税、金融、規制の特例を受けるために作成する「復興推進計画」は、県、市町村が単独又は共同で作成し、国の認定を受けることで、各特例措置の適用を受けることができます。また、民間による提案が可能です。

【復興推進計画の作成から計画認定まで】



(出所) 東日本大震災復興対策本部HPより

## ②復興推進計画の記載事項について

一般記載事項	①復興推進計画の区域 ②復興推進計画の目標 ③目標を達成するために推進する取組みの内容 ④復興産業集積区域等を定めるときは当該区域 ⑤復興推進事業の内容 ⑥特例措置の内容 ⑦復興の円滑かつ迅速な推進に関し必要な事項
(*)利補事業にかかる記載事項	①復興推進事業の内容、②復興推進事業が復興推進計画の目標を達成するうえで中核であることの説明、 ③施行規則に規定する該当事業種別、④利補の支給を受ける予定の指定金融機関名

(※税の特例措置を併せて受ける場合は、別途記載が必要となる項目があります。)

### 【参考:利子補給対象事業の要件】 ※東日本大震災復興特別区域法施行規則2 I (2)

1. 疾病又は障害の新たな治療方法の研究開発及びその成果の企業化等、医療に係る技術水準の向上及び高度な医療の提供に関する事業
2. 農林水産業及び関連する産業の体質の強化又は再生を図る事業
3. エネルギーの使用による環境への負荷の低減に関する技術の研究開発及びその成果の企業化等、エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギーの利用の促進等に関する事業
4. 地球温暖化対策、リサイクルの推進その他地域における環境の保全(良好な環境の創出を含む。)に係る事業
5. 新商品の開発又は新役務の提供その他の新たな事業の分野への進出等を行う事業であって、雇用機会の創出に資するもの
6. 地域産業の高度化又は活性化に寄与する事業であって、雇用機会の創出に資するもの
7. 貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する事業
8. 情報通信基盤の整備等に関する事業
9. 地域における公共交通機関の整備等に関する事業

## ③規制、手続きの特例等1

### 1. 個別の規制、手続きの特例

#### ① 住宅の確保

- ・ 公営住宅等の整備に係る入居者資格要件の特例
- ・ 公営住宅の被災者への譲渡制限期間を耐用年限の1/4から1/6に短縮
- ・ 公営住宅の用途廃止、社会福祉法人等による使用、事業主体変更について、手続きの簡素化

#### ② 産業の活性化

- ・ 食料供給等施設(農林水産物加工・販売施設、バイオマスエネルギー製造施設等)の整備について、農地転用許可や林地開発許可に係る手続きの一元化及び優良農地での整備を可能とする特例
- ・ 工場立地法及び企業立地促進法における緑地規制の特例
- ・ 漁業権の免許に関する特別の措置
- ・ 応急仮設店舗・工場等の存続可能期間の延長の特例
- ・ 他の水利使用に従属する小水力発電に関する河川法等の手続きの簡素化
- ・ 仮設店舗等についての都市公園の占用に関する制限の緩和(政令事項)
- ・ 医療機器製造販売業等の許可基準の緩和(省令事項)

#### ③ まちづくり

- ・ 建築基準法における用途制限に係る特例
- ・ 特別用途地区における建築物整備に係る手続きの簡素化
- ・ バス路線の新設・変更等に係る手続きの特例
- ・ 鉄道ルートの変更に係る手続きの特例

(出所)東日本大震災復興対策本部HPより

## ④規制、手続きの特例等2

### ④ 医療、福祉等

- ・ 確定拠出年金に係る脱退一時金の特例
- ・ 医療機器製造販売業等の許可基準の緩和(省令事項)
- ・ 被災地における医療・介護確保のための特例(省令事項)
  - 病院の医療従事者の配置基準に係る弾力的対応
  - 病院等以外の者による訪問リハビリ事業所の開設に係る弾力的対応
  - 介護施設等に対する医師の配置基準等に係る弾力的対応
- ・ 被災地の薬局等の構造設備基準の特例(省令事項)

### ⑤ 補助金等により取得した財産を転用する承認手続きの特例

2. 政令又は省令で規定する特例措置について、政令は施行令、省令は復興庁(※)と規制所管省庁の共同省令でそれぞれ対応

3. 施行令又は復興庁令(※)・主務省令で定めるところにより、政令又は主務省令で規定された規制のうち地方公共団体の事務に係るものについて、条例での特例措置を可能とする

### ◆ 法律規制事項についての新たな規制の特例措置を実現するスキーム

(※)復興庁が設置されるまでの間は、復興庁は内閣府、復興庁令は内閣府令

(出所)東日本大震災復興対策本部HPより

## ⑤税制上の特例措置

### (1) 被災地の雇用機会の確保のための税制上の特例措置

(～28年3月末)

復興産業集積区域内において、雇用に大きな被害が生じた地域の雇用機会の確保に寄与する事業を行う法人を対象として、以下の思い切った税制上の特例措置を創設。

特別償却 税額控除	特別償却	～26年3月末	～28年3月末	選択 適用	税額控除※1)	～26年3月末	～28年3月末
	機械装置	即時償却	50%		選択適用	機械装置	15%
選択適用	建物・構築物	25%	選択適用	建物・構築物	8%		

(※1 上記税額控除は、法人税額の20%が限度。但し、4年間の繰り越しが可能。)

#### 特別控除

雇用等している被災者に対する給与等支給額の10%を税額控除(※2) (※2 法人税額の20%が限度)

#### 新規立地 促進税制

新規立地新設企業(※3)  
を5年間無税に

新設法人の再投資等準備金積立額の損金算入  
(指定後5年間、所得金額を限度)

再投資等した場合の即時償却  
(再投資等準備金残高を限度)

(※3 雇用に大きな被害が生じた地域を有する地方公共団体が設置する復興産業集積区域内に限る。)

#### 研究開発税制

開発研究用資産について即時償却



開発研究用資産の即時償却した減価償却費の12%を税額控除(通常8～10%)

### (2) 地方公共団体の地方税に係る課税免除又は不均一課税による減収に対する補填措置 (～28年3月末)

復興産業集積区域内における(1)の地域の雇用機会の確保に寄与する事業に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税を行った場合の地方公共団体の減収に対し、特例的に地方交付税により補填。(事業税・固定資産税は投資から5年)

### (3) 被災者向け優良賃貸住宅の特別償却等 (～26年3月末)

住宅に大きな被害が生じた地域の復興居住区域内における被災者向け優良賃貸住宅供給事業者に対し、特別償却(25%)又は税額控除(※4)(8%) (※4 法人税額の20%が限度。但し、4年間の繰り越しが可能。)

### (4) 出資に係る所得控除 (～28年3月末指定)

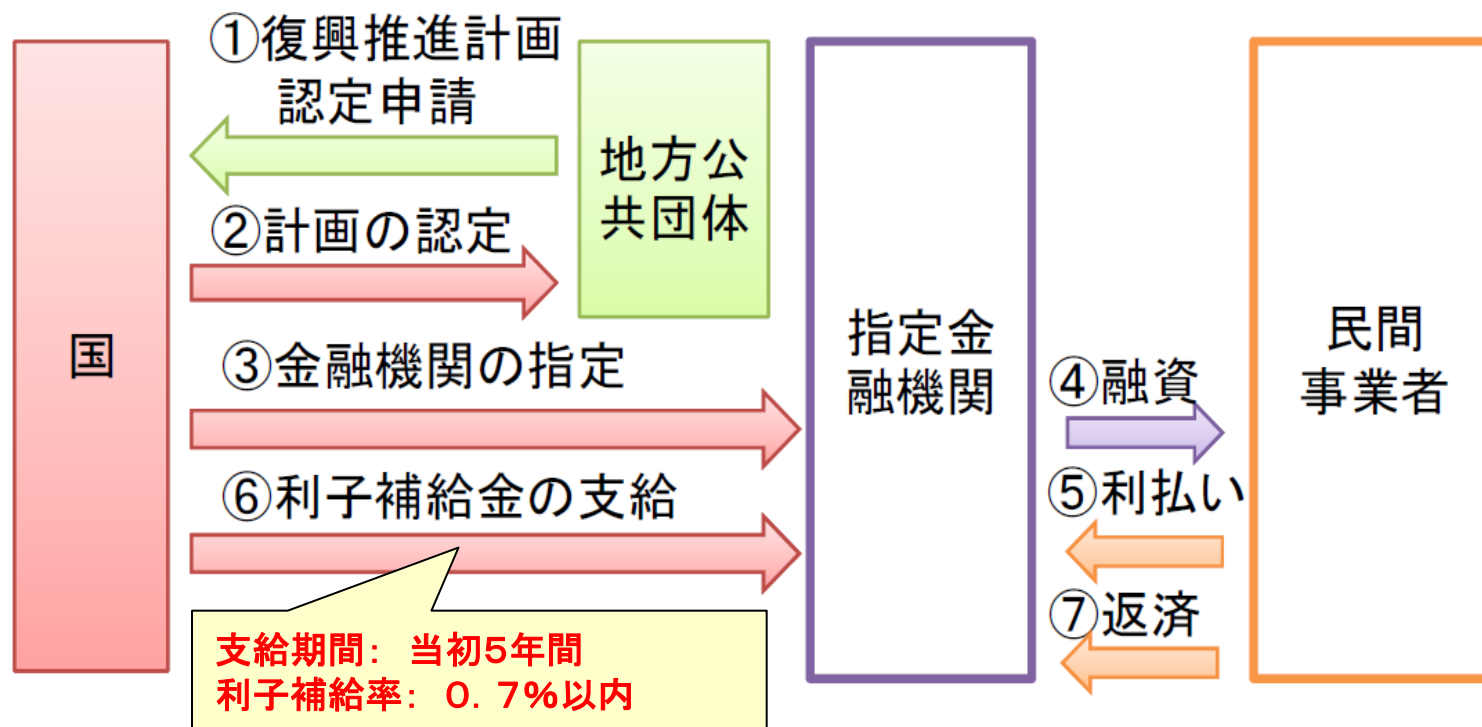
まちづくり会社や特産品開発等地域の復興に貢献する事業を行う者として指定された中小企業者に対する個人の出資に係る所得控除(指定後5年間)

## ⑥復興特区支援利子補給金

復興特区制度の支援メニューの一つである「復興特区支援利子補給金」は、復興事業において民間事業者等が金融機関から資金を調達する際、一定の要件の下に、国からの利子補給により金利面でのメリットを受けられるものです（支給期間：当初5年間、補給率：0.7%以内）。

民間事業者にとっては低利・安定性資金の調達、地方公共団体にとっては民間事業による雇用機会の創出等のメリットがあります。

【復興特区支援利子補給金のイメージ】



(出所)東日本大震災復興対策本部資料を基に日本政策投資銀行作成

## 復興推進計画を活用した地域の復興・活性化

- 復興推進計画の大きな特色 → 民間投資誘導・促進による地域産業・雇用の復興
- 地域産業・雇用の復興とは → ①既存企業復興(+雇用の回復)  
②新規立地促進(+雇用の創出)  
\* ①②が両輪となり、既存企業の流出防止+新規立地促進による地域産業・雇用の復興、さらに集積促進につながる。
- 税の特例のみならず、金融(利補制度)、規制・手続きの緩和がセットで措置されることで、民間投資のインセンティブが高まり、復興推進計画活用がより効果的となる。

ご質問、ご相談等がございましたら、何なりと下記連絡先にお問い合わせください。

＜連絡先＞

株式会社日本政策投資銀行

東北支店 東北復興支援室 深井、蓮江、石川

Tel : 022-227-8182

Fax : 022-227-6709

著作権(C)Development Bank of Japan Inc. 2011

当資料は、株式会社日本政策投資銀行(DBJ)により作成されたものです。

当資料は、貴社及び当行間で検討／議論を行うことを目的に貴社限りの資料として作成されたものであり、特定の取引等を勧誘するものではなく、当行がその提案内容の実現性を保証するものではありません。

当資料に記載された内容は、現時点において一般に認識されている経済・社会等の情勢および当行が合理的と判断した一定の前提に基づき作成されておりますが、当行はその正確性・確実性を保証するものではありません。また、ここに記載されている内容は、経営環境の変化等の事由により、予告なしに変更される可能性があります。

当資料のご利用並びに取り組みの最終決定に際しましては、貴社ご自身のご判断でなされますよう、また必要な場合には顧問弁護士、顧問会計士などにご相談の上でお取り扱い下さいますようお願い致します。

当行の承諾なしに、本資料(添付資料を含む)の全部または一部を引用または複製することを禁じます。